

令和5年度、令和6年度及び令和7年度における「炭酸ガス充填装置の点検・整備等」の契約希望者募集要項（公募）

令和5年度、令和6年度及び令和7年度における「炭酸ガス充填装置の点検・整備等」について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出してください。

（公募実施権者）
契約担当官
海上自衛隊館山航空基地隊
館山経理隊長

記

1 調達品目

細部は別紙第1のとおり

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。

（3）契約担当官等または防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

（4）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切な契約の履行が確保される者。

（5）令和04・05・06年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」に係る関東・甲信越地方の競争参加資格を有している者。

（6）当該役務の実施にあたり、必要な次の能力・態勢を有するか、又は履行時までには有することができる者。

ア 履行中及び履行後の不具合発生時、迅速、かつ、継続的に対応可能であること。

イ 対象機器の修理等に必要な技術資料等を有していること。

ウ 対象機器の修理等に必要な設備及び所要器材等を有していること。

エ 秘密を取り扱う場合は、秘密に属する文書、図面及び物件を補完できる設備を有し、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認したものを従事させることができること。

(7) 本事業の一部を下請業者に委託する場合は、委託させる業務に応じて、第6号の項目を満たすことを証明できること。

3 参加表明及び技術資料等の提出

(1) 応募する者は、別紙第2に示す「参加表明書」及び次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）

を提出しなければならない。

ア 資格審査結果通知書（写し）

※更新、申請手続き中の者はその旨を証明できる書面も提出すること。

イ 前項2に示す資格要件を証する書類

ウ 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

(2) 以下に示す場合については、技術資料の一部又は全部の提出を省略することができる。

ア 同一の技術資料が別の公募手続きにおいて、館山航空基地経理隊長に提出されている場合は、参加表明書に公示番号及び提出した技術資料を記載すること。

イ 過去5年以内に同一の資料を提出した者で、資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出すること。

ウ 他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

(3) 複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済の技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に関する技術資料を提出しなければならない。

4 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊館山航空基地隊館山経理隊契約班

〒294-8501 千葉県館山市宮城無番地

0470-22-3191（内線244）

(2) 提出期間

令和5年2月6日（月）～令和5年3月4日（金）

なお、上記の期間に関わらず新たに態勢・設備が整った場合は、募集期間に関わらず参加表明をすることができる。

ただし、この場合、当該公募に関わる調達要求が既済となっている可能性がある。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分までとする。

(4) 提出部数

参加表明書、技術資料等共各2部（第3項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部）

5 技術資料等の審査

- (1) 技術資料等の提出者は、技術審査を行う部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。
- (2) 技術資料等の提出者は、技術審査を行う部隊の担当者から体制、能力の調査のために協力依頼があった場合には、調査に協力しなければならない。

6 応募者に対する審査結果の通知

資格審査資料及び技術審査資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者に対し、公募実施権者が資格審査結果及び技術審査結果を通知する。

7 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

海上自衛隊館山航空基地隊館山経理隊契約班

イ 時 間

直接持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分までとする。

- (2) 公募実施権者は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、公募実施権者は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。
 - ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
 - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
 - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
 - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
 - キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
 - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達がある

ことを保証するものではない。

- (2) 資料の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。
- (3) 調達品目の仕様に関する問い合わせを、契約担当官に行うことができる。

対象調達品目等

調 達 品 目	種 類	製造者等
品名：炭酸ガス充填装置 型式：A B - P - 4 8 - 4	点検・整備 耐圧性能検査（開放検査）	(株)ネツレンハイメック

(記入例)

発簡番号
年月日契約担当官
海上自衛隊館山航空基地隊
館山経理隊長 殿所在地
会社名
代表者名

印

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

公示番号	名称	応募区分	
		点検・整備	耐圧性能検査 (開放検査)
第05-1号	品名：炭酸ガス充填装置 型式：AB-P-48-4	○	○

添付書類：1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）
2 ○○○○
3 ○○○○